

令和元年土佐清水市議会定例会 12月会議会議録

第8日（令和元年 12月9日 月曜日）

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議事日程

日程第1 報告第17号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」及び報告第18号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」並びに議案第76号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第100号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」までの議案25件、計27件を一括議題（質疑）

日程第2 一般質問

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議員定数 12人

現在員数 12人

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席議員 12人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	8番	甲藤眞君
9番	細川博史君	10番	前田晃君
11番	浅尾公厚君	12番	永野裕夫君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

欠席議員

なし

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
庶務係主事	佐野舞君	主幹	宮口佑司君

主 事 補 岡田 大知 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	戎井 大城 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	沖 比呂志 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長	中津 健一 君
危 機 管 理 課 長	倉松 克臣 君	消 防 長	宮上 眞澄 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	味元 博文 君	健 康 推 進 課 長	山下 育 君
福 祉 事 務 所 長	吉永 敏之 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
まちづくり対策課長	中尾 吉宏 君	観 光 商 工 課 長	二宮 眞弓 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	和泉 政彦 君	水 道 課 長	谷崎 清 君
じ ん け ん 課 長	早川 聡 君	特別養護老人ホーム し お さ い 園 長	岡田 旭生 君
収 納 推 進 課 長	西原 貴樹 君	教 育 長	弘田 浩三 君
こ ど も 未 来 課 長	伊藤 牧子 君	生 涯 学 習 課 長	田村 五鈴 君
教育センター所長兼 少年補導センター所長	亀谷 幸則 君	監査委員事務局長	文野 喜文 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前１０時００分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和元年土佐清水市議会定例会１２月会議第８日目の会議を開きます。

日程第１、市長提出報告第１７号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」及び報告第１８号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」並びに議案第７６号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第５号）について」から議案第１００号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」までの議案２５件、計２７件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告はございませんが、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第２、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順に質問を許します。

２番 弘田 条君。

（２番 弘田 条君発言席）

○２番（弘田 条君） おはようございます。新風会の弘田条でございます。

今回、初めて１番となりましたので、一番バッターとして頑張って質問してまいりたいと思います。

今回は３項目質問がございまして、１点目として、人権行政について。２点目として、災害時の長期停電を考える。そして、３点目としては、よさこい高知国体後の市民体育館の利用について質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、人権行政についてから、じんけん課長にお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

昨年の１２月会議で部落差別解消推進法について一般質問を行いました。本年度当初で、市民への意識調査や行動計画の見直し予算を計上してまいりましたことに感謝を申し上げます。また、前回の９月議会では山崎議員からも関連も質問をしていただきましてありがとうございました。今回は、昨年の１２月以降の土佐清水市全般の人権に関する取り組みについて質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、昨年からことしにかけての人権啓発の取り組みについて、どのようなことを行ってきたのかを質問いたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

昨年の１２月以降からことしにかけて、本市における人権啓発の取り組みについて、どのようなことを行ってきたのかとこのことでございますので、時系列にてお答えいたします。

まず、昨年の１２月１６日には、人権週間における取り組みとして第１９回土佐清水市じんけんフェスティバルを実施いたしました。フジテレビアナウンサーの笠井信輔さんによる人権講演会「息子３人、局アナパパの子育て奮闘記」や中高生による人権作文の発表などを行っております。

ことしの１月２５日には、平成３０年度人権教育推進講座・第３回講座として、子供の人権

についてをテーマに開催。２月２５日には、人権教育推進講座・第４回講座として、同和問題について、結婚・就職差別からをテーマに開催、同日夜には、部落解放同盟土佐清水市連絡協議会を中心に、土佐清水市人権教育研究協議会・自治労土佐清水市職員労働組合・渭南教職員組合の４団体が主催で部落差別の解消を推進するための学習会が開催され、山口県人権啓発センター事務局長の川口泰司さんによる演題、寝た子はネットで起こされるの講演を行っています。

また、１月から２月にかけて、じんけん広報みち編集委員会を開催しまして、３月１日付でじんけん広報みち第１２４号を発行、広報とさしみずとともに全戸への配布を行っております。

５月からは、１１年ぶりとなる土佐清水市人権問題市民意識調査の実施に向けた調査内容等の検討や人権を尊重する社会づくり行動計画の見直しなどの議論を行う必要があることから、庁内に副市長を本部長に全管理職を委員とする、本部長含め２５名の土佐清水市人権・同和行政推進本部と、土佐清水市社会福祉協議会の中澤会長を委員長に、有識者８名と行政職員７名の計１５名の委員から成る土佐清水市人権を尊重する社会づくり協議会の双方により、まずは、市民意識調査の調査内容等について協議検討を開始いたしました。

５月１２日には、第６３回土佐清水市人権教育研究協議会定期大会とあわせまして、大分県宇佐市隣保館指導員の牧野久美子さんによる演題、出会いの中で学んだこと、部落差別解消推進法の意義と課題の講演を行っております。

６月７日には、転入教職員学習会として、本市に赴任してきた小中学校の教職員１２名を対象にして、大岐福祉センターにおいて、フィールドワークなどを通じ本市の現状や地区の実情も踏まえた人権教育の学習会等を行っております。

また、７月の広報とさしみずの配布とあわせて、改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんかと題し、部落差別の解消の推進に関する法律の内容などを記載したリーフレットを全戸に配布いたしました。

７月１１日には、部落差別をなくする運動強調旬間記念事業として、清水中学校の総見による人権啓発講演会を開催、講師には、昨年の９月とことしの２月にも本市に来ていただいております、先ほど申しました川口泰司さんによる演題、寝た子はネットで起こされる、ネット社会と部落差別の講演を行っております。

７月２７日には、第６３回の市人協研究大会が開催されまして、各部会から報告を行っております。

８月３日には、愛媛県の市人協から４３名の方が来られまして、竜串地区でのフィールドワーク等の現地学習会を行いました。その際には、三崎小学校教職員を初め市人協、市職員とも参加しております。

8月から9月にかけては、じんけん広報みち編集委員会を開催した後、10月1日付でじんけん広報みち第125号を発行し、全戸配布を行っております。

9月には、先ほど申しました土佐清水市人権・同和行政推進本部と人権を尊重する社会づくり協議会で議論を経て作成いたしました人権問題市民意識調査を18歳以上の方、2,000人の市民の皆様を無作為に選ばせていただきまして、郵送にて依頼をし、その後、返送にて御回答をいただいております。

10月3日には、清水高校の総見による人権啓発映画を昼夜2回上映いたしております。

10月21日には、令和元年度人権教育推進講座・第1回講座として、同和問題（部落差別の問題）とインターネットによる人権侵害についてをテーマに開催、11月に入りましては、11月2日の第31回三崎ふれあいじんけん祭を皮切りに、11月4日には第11回大岐じんけんふれあい収穫祭、11月10日には第30回松崎三世代ふれあいの集い、11月27日には布解放文化祭と4地区において開催をされまして、各保育園、小学校、中学校、また解放子ども会の発表、人権講演会などさまざまな取り組みが行われました。

11月13日には、清水中学校の教職員を対象とした人権校内研修会が開催されまして、本市行政の取り組み等についてや人権学習の考え方、進め方についての研修が行われております。

11月27日には、人権教育推進講座・第2回講座として、ハラスメントについてをテーマに開催、11月29日には、新規採用職員研修として、大岐福祉センターでのフィールドワークや部落差別についての学習を行っております。

以上が、昨年12月以降の取り組みであります。これから約2週間後の12月22日曜日の午前9時30分から中央公民館において開催予定の第20回土佐清水市じんけんフェスティバルでは、タレントのスマイリーキクチさんによる人権講演会、言葉の責任、ネットの被害者・加害者にならないために、命の大切さ、人生の大切さ、諦めない心の講演を初め、中高生による人権作文発表などさまざまな催しを行いますので、ぜひとも御参加いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 昨年度からことしにかけて、たくさんの取り組み本当に御苦労さまでした。また、最後には、12月20日の人権フェスティバルまで宣伝もしていただきまして、私も参加して一緒に学習したいと思っておりますので、どうも御苦労さまでした。

これまでの取り組みを振り返る中で、山口県人権啓発センターの川口さんの講演について報告がありました。川口さんの講演は、昨年9月の市人研大会、ことしに入って2月の市人研、

解放同盟等４者共同による学習会が開催されておりますが、７月には市主催で部落差別をなくする強調循環事業として中学生を中心に人権啓発講演会を開催していただきました。

川口さんの講演の中で、ネット上における差別の実態について講演をいただき、無知、無関心、無理解が差別を助長されることと、継続した啓発活動等の取り組みの必要性を痛感したところでありますし、中学生にも川口さんの熱い思いは伝わったものと思います。この１年間の取り組み本当に御苦労さまでした。

続きまして、意識調査についてでございます。

ことしの９月の時点では、意識調査の回収、集約ができてないということですが、今回はまだできてませんか。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

土佐清水市人権問題市民意識調査につきましては、先ほど申しましたように、８月１日現在の住民基本台帳から、１８歳以上の方２,０００人の市民の皆様を無作為に選ばせていただき、９月２日に郵送にて依頼し、その後、返信用封筒による返送、中には、わざわざ持ってきていただいた方もおりますが、約１カ月の間に６７２人の方から御回答をいただきました。御協力、本当にありがとうございました。

回収率としては３３．６％でありました。前回、１１年前の平成２０年度には、１,０００人の方に依頼をしまして３４５人の方から回答をいただき、回収率は３４．５％でありました。調査項目数が、前は２４問でありましたが、今回は４３問と倍近くでありましたので、回収率の低下を心配しておりましたが、ほぼ前回に近いものでありましたので、ひとまず安心をいたしましたところでございます。

回答いただいた調査票の内容につきましては、コンサル等への委託ではなく、自前で集計や分析、報告書の作成等を行うことになっておりますので、１０月中旬ごろより回答の入力・集計作業に入りまして、全調査票の回答内容の入力の後、入力誤りがないかなどの確認作業を１１月末に終えたところであります。

今後の作業といたしましては、土佐清水市人権問題に関する市民意識調査報告書（仮称）を作成するため、調査結果の分析を行うとともに、差し込みする表や図、グラフなどの作成を行いながら、報告書のたたき台、素案を作成していく予定であります。

報告書のたたき台、素案ができましたら、先ほど申しました人権・同和行政推進本部と人権を尊重する社会づくり協議会の双方での議論をお願いするようにしておりますので、その議論を経て完成させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） わかりました。そうするとでき上がるのがまだ、最後にですね、その過程を踏んで、最後の集約とか分析ができ上がるのはいつごろになる予定でしょうか。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

報告書のたたき台、素案の作成に要する業務量、所要時間が正直私自身も把握し切れておりませんが、通常業務を行いながらとなることや、前回、10年前の報告書は資料等を含めて34ページであります。調査内容や調査項目数が倍近くあることを考えますと、今回の報告書は、資料等を含めまして200ページ近くになるのではというふうに思っております。感覚的には2月末までか、遅くとも3月末までに報告書のたたき台、素案を協議していただく両会議へお示しできるのではないかと思います。したがって、報告書の完成はその後、次年度になろうかと思いますが、でき得る限り早く作業を進めていく努力をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 御苦労さまですけど、どうぞよろしくお願いいたします。

同和問題について、アンケートの結果を分析すると、昔からの偏見や差別意識が依然として存在することが見えてくるのではないかと思います。その解決に向け、同和問題に関する現状を市民に正しく理解してもらうことが必要であるし、また、自分とは無関係ということではなく、広く関心を持ってもらい、差別や偏見の解消に向け理解を求め、人権感覚を高めてもらえるような啓発や学習機会の提供を行うことが必要であると思います。

川口さんの講演にもありましたように、同和問題の課題として、昨今のインターネットの普及により、これを利用し、全国的に若い世代を中心に差別が助長される状態にもなっています。これは、これまでの人権学習の方法等にも課題があったのではないかと考えますが、このことも影響し、無知、無理解、無関心といったことにつながっていたのではないかと考えます。アンケートの結果、本市においてもこういった現状、学習のあり方、課題について確認ができるものではないかと思しますので、ぜひよろしくお願いいたします。

この解決に向けた取り組みとしまして、特に若い世代の対策、無関心層への対策も必要と思われませんが、今後このことについてどう取り組んでいくかお伺いします。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

まずは、市民意識調査の結果をもとに、本市のおかれている現状認識を行う中で、これまでの人権教育・啓発がどうであったのか、部落差別の問題を初めさまざまな人権問題についての課題を明らかにし、今後どう進めていけばいいのかしっかりと議論を行い、人権を尊重する社会づくり行動計画の見直しを行う中で、取り組みの方向性や具体的な施策について検討していく必要があると考えております。

若い世代への対策ということですが、ことしに入ってから人権講演会等への市職員の参加状況について受付簿で職階別等により把握をしておりますので、例として述べさせていただきますと、５月１２日、日曜日であります、第６３回の市人教の定期大会と合わせまして人権講演会が開催されました。そのときの職階別での参加状況について申しますと、管理職が２３名のうち１５名、管理職の約６５．２％が参加しております。補佐職は３４名のうち１２名、約３５．３％、係長職は５６名のうち１４名、２５％、主査から主事補までは１５６名のうち６名、約３．８５％という参加でありました。昨年までのデータはありませんが、他の人権講演会等においても管理職の参加率が高く、続いて補佐職等々という状況であります。

ただし、年４回行っております人権教育推進講座や７月の中学校総見として実施しております人権講演会への参加につきましては、新規採用職員は職員研修という位置づけで必須としておりまして、また４地区で行われるじんけん祭等につきましても市職労の青年部を中心に取り組みがなされておりますので、若い世代の参加率は上がる傾向にはあります。

この状況を考えますと、若い世代の参加が総体として少ない、イコール議員が言われるように無関心層であると言えるのかもしれませんが、私も今から３０年ほど前に市職員として採用されるまでは、無知、無理解、無関心であったと自覚しております。その時代と今と何が違うのか、私が思いますには、今と比べて学ぶ場の機会が多くあったということではないかというふうに思っております。当時は特別措置法の終了前でありましたし、同和教育推進講座、地区別懇談会、そして各地区で解放文化祭も始まった時期でありました。市職員の人権・同和研修の主体は、当時から職階別のグループ人研、当時は同研でありましたが、それぞれのグループが活発で、若い世代と言われる主事・主幹グループ同研でも独自に人権・同和学习を開催したり、各種の人権・同和学习への参加についてもグループの中で声かけを行ってございました。その時代の若い世代が今の管理職や補佐職の中の同年代の職員に当たります。そういった違いがあるのではないかというふうに思っております。

私は、職場での声かけは大切なことだと思っておりますので、月例庁議などでここに出席の管理職の皆さんに職場での声かけをお願いしておりますし、各グループ人研でも庁内メールでの周知と出欠確認をしていただくようお願いしております。声かけをしていただいておりますことに対しまして非常にありがたく思っております。これを引き続き行っていきたいと思っております。

また、先ほども申しましたように、新規採用職員につきましては、総務課より必須の職員研修として人権教育推進講座等は位置づけられておりますので、参加率が非常に高いという結果が数値に出ております。このことからいっても、必須の職員研修の枠を今の新規採用職員だけでなく、採用から3年もしくは5年までに上げるなどの検討が必要ではないかと思っております。

また、今の自主的な取り組みをしている職種別グループ人研の活性化とともに、新たに各職場ごとで、それぞれの職場課題に合った人権学習を職員研修として開催するなどの取り組みが必要ではないかと感じております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 私も以前を思い出して、本当に若い世代のときに私どもも勉強もしたし、今の管理職はやっぱり参加率も高いと思ってますし、課長の分析のとおりだと思うし、また、今は、課長の答弁で課長の熱意を感じました。本当にそういうような気持ちになってやらんと変わっていかんなということを感じましたね。課長に感謝いたします。ありがとうございます。

こういった中で、特に若い教員とか行政職員が、人権問題は教員や行政職が率先して学習し、正しい知識を身につけ、生徒への指導や市民啓発に取り組む必要があると考えています。部落差別解消推進法には、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとするとしてされており、生徒に指導する教員や市民対象に人権行政を推進する市行政職の役割は大きく、この問題に取り組む姿勢も重要かと思います。

ここで教育長にお尋ねします。そこで、人権教育の充実のために、指導する教員へ対応する教育委員会として、教育委員会内に人権教育に特化した課もしくは係を置くことができないか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

部落差別につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律にうたわれているとおり、今なお存在しております。現在は、SNSなど情報の発信、共有、拡散のツールとして子供たちの間でも当たり前のように使用されております。

ネット上であらゆる情報が錯綜する中で、部落差別などの誤った認識や差別を助長する書き込みの流布などによって子供たちはいつ当事者になっても不思議ではない状況にあります。

教育委員会といたしましても、部落差別の撤廃とあらゆる人権に関する問題の取り組みを積極的に推進しなければならないと認識しております。

小中学校における人権教育、特に部落差別解消に向けた学習につきましては、人権教育主任を置き、人権教育を推進するための全体計画、年間指導計画等の作成や校内研修を行っており、同和問題の歴史認識等についても、小学校6年生で10時間程度が教育課程に組み込まれております。

また、各学校の人権教育担当で組織した会合においては、人権教育における10の人権課題を子供たちにどのように教えれば理解しやすいか、市として統一的な指導方法などについて検討を重ね、それに基づき各学校では全教職員の共通理解を図りながら各学年、学級で、児童生徒の発達段階に応じて特別活動や各教科の時間を利用し、全教育活動を通した取り組みを進めているところであります。

また、毎年、先ほどじんけん課長のほうでも申しましたが、毎年本市に赴任した教職員に対して、本市の同和教育の理解と推進などを図るために、4地区を輪番として研修会を行っており、子ども会や市人研大会、開放文化祭などにも積極的に参加するよう指導を行っているところであります。

これまで、人権教育主任会の会合を初め、学校にかかわる人権教育の推進等につきましては、こども未来課に配属されております指導主事を中心に取り組んできたところでありますが、今後は、さらに行政職員のかかわりを強め、学校現場における教育のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

最後に市長にお伺いいたします。市民啓発に努めるとき、市職員の人権イベント等への参加率がここ数年、数年というか以前から低いように思われますし、その関与の方法についても気になるところであります。このような現状を踏まえ、市職員が率先して取り組めるよう、また、積極的な関与を可能とすることなど、市長としてどう職員を指導していくかお考えをお伺い

たします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私も職員時代を含め、今でも人権講演会を初め各地域のイベントには積極的に参加しておりますので、弘田議員が言われるその現状については十分に認識をしているところであります。

このような状況を踏まえまして、いま一度、職員の人権研修について今後どうあるべきか、副市長を初めとした管理職で組織をされる庁内の人権・同和行政推進会議、この中でしっかりと議論するように指示したいと思います。

これまでも繰り返し言ってきておりますが、これからも事あるごとに人権・同和学习への市職員への参加を積極的に呼びかけていきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） よろしくお願ひいたします。

最後に、ぜひ教員、市職員が自主的に取り組んでくれるような対応をお願いしておきたいと思ひますし、生徒に指導する教員や市民に対しても人権行政を推進する市行政職の役割は大きく、この問題に取り組む姿勢も重要かと思ひます。

最後に、アンケート結果の集約、分析はこれからのことですが、部落差別解消推進法には、部落差別の解消に関し、地域の実情に応じ施策を講じることとも規定されております。全ての人権が尊重される社会づくりに向け、その対策が講じられるよう行動計画に盛り込み、施策を講じることにより市民全体への取り組みへとつなげていただきたいと思ひます。

以上で人権に関する質問を終わります。

次に、危機管理課長、倉松課長にお聞きをしたいと思ひます。

災害については初めての質問になります。災害時の長期停電の考えについて質問してまいります。

私は電気関係者と話す機会が多く、以前から清水に地震が起きて、津波が来れば、津波が来て変電所がつかまり、2カ月は清水全体が停電になるということを以前から聞いておりました。このことについては仕方がないと考えていましたが、9月5日に発生した台風15号で千葉県がかなりの長期停電となりました。電気が来ないと大変だと思ひました。我が家に例えても一日電気が来らなくてもこれはもう大変なことだというふうに、皆さんも想像したらそう考えると思うんですけども、土佐清水市が現実的に停電になったら大変だと思ひましてこの質問をさせていただけたらと思ひました。

1 点目に、まず最初に、9 月 5 日の千葉県での台風 15 号の被害状況についてどうであったかお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

台風 15 号は、本年 9 月に強い勢力で千葉市付近に上陸しまして、その後茨城県沖に抜けていった台風であります。接近・通過に伴いまして、伊豆半島や関東地方南部を中心に猛烈な風雨となり、千葉市では最大風速 35.9 メートル、最大瞬間風速 57.5 メートルを観測するなど記録的な暴風となりました。

被害状況について、内閣府の発表や各報道等によりますと、千葉県内では、一部損壊を含め 1 万棟を超える住宅が破損し、電力関係では送電塔 2 本と電柱 84 本が倒壊したほか、推計約 2,000 本の電柱が損壊し、停電は約 64 万戸に及び、電力復旧までに約 2 週間を要したということであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2 番、弘田 条君。

（2 番 弘田 条君発言席）

○2 番（弘田 条君） 次に、土佐清水市の変電所は、高知県の想定で津波が来た際浸水する場所であるか確認したいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えします。

四国電力の清水変電所につきましては、御存じのように越前町にあります。この場所は、地震津波の想定、L2 の想定でお答えしたいと思いますが、L2 とは発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波のことをあらわします。L2 の想定で津波襲来時、10 メートルから 15 メートルの浸水深になると想定されております。

○議長（永野裕夫君） 2 番、弘田 条君。

（2 番 弘田 条君発言席）

○2 番（弘田 条君） 恐らく、じゃあ変電所は L2 ではつかるといことになるかと思えます。

それでは、ここら辺はちょっとあれですけど、実際に長期停電になるかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えします。

災害時における停電の想定につきまして四国電力にお聞きしました。風水害と地震・津波の2つの想定でお答えしたいと思います。

まず、千葉県で起きたような風水害、台風での想定についてですが、四国電力担当者によりますと、清水変電所及びそこに至るまでの送電施設については、大規模な被害は受けないと想定している。変電所からの配電線や電柱の被災は想定される。ただし、電柱についてはある程度の風速には耐える設計であること、土佐清水市は毎年のように台風が接近していることなどを考えると大規模な倒壊などはないと思われ、停電期間は2日から3日、長くても5日程度を想定しているとのことであります。

一方、南海トラフ地震のL2の想定についてですが、先ほど答弁したように、変電所は大きな津波に襲われ変電機能は失われると想定されます。

四国電力担当者によりますと、変電所までの送電施設は被害を免れるが、変電所やその先の電柱や配電線等は大きな被害となる想定であります。復旧には市外からの応援が必要であり、まずは国道321号線の復旧等、道路啓開が必要となります。電力復旧には、まず変電所機能の確保のため、移動用設備の運搬設置、並行して配電設備の復旧作業を行い、臨時的に必要なところには発電車による仮送電を行います。災害の規模や範囲にもよりますし、資機材や人員など全ての条件がそろっているということを前提にしますと、電力供給については道路啓開後おおむね2週間での復旧を目指しているということであります。

なお、道路啓開につきましては、高知県道路課による高知県道路啓開計画の中で、四万十町中央インターチェンジから土佐清水市総合公園までについては、約17日かかるということになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 道路が四万十町からこっちまで来るのに、直るのに17日かかって、それから2週間ということで、やっぱり1カ月以上はかかるのかなと。けどこれもケースで、いろんな場合があるのでひとえには言えんと思うけど、本当に僕が聞きよった2カ月いうのも、もうなるかもしれんということではないかというふうに僕は今感じました。ですから、やっぱり本当に、もし高い波が来れば大変なことになるのかなというようなことも、今からもやっぱり考えて、電気についても考えていかないかなということを今さらに確認ができました。

次の４点目の電柱などが倒れた場合などの四国電力の対応についてであります。電気の技術基準では、電柱の６分の１を埋めるということで、電柱が１２メートルであれば２メートル掘りますが、風が強い沿岸部や地盤が軟弱な地域ではさらに３０センチ深く埋めまして、四国管内では独自の対応をとっていると。これに加えて、電柱の地中部には寝かせと呼ばれる長方形のコンクリート、長さ１メートル、幅２０センチを取りつけ、強風で電線が引っ張られたり、地震が来て揺れたりしたときにでもたるみにくい補強を行っているそうです。

過去の例で見ますと、電柱が倒れるよりもやっぱり樹木が倒木して電線の関係で停電になるというケースが多かったようですが、こういったことを踏まえまして、この件について四国電力の対応はどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

四国電力によりますと、電柱は１０分間の平均風速４０メートル、これは千葉市での台風１５号の最大風速が３５．９メートルですのでちょっと比べていただけたらと思います、に耐える設計であるということです。それから、Ｌ２想定への耐震性についてもあるということです。液状化対策も施されているということも聞いておりますが、樹木等が倒れかかったり、瓦れきと混同した津波には対応し切れない場合はあるということでもあります。四国電力の対応につきましては、さきに答弁いたしました長期停電への対応と同様、復旧作業に当たるといことになるということ聞いております。

なお、千葉県等における台風１５号の際、倒木等が電線にかかり復旧の支障となったということなどから、停電復旧の支障となる障害物の除去につきまして連携ができるよう四国電力と市とで協議を今進めているところであります。

○議長（永野裕夫君） ２番、弘田 条君。

（２番 弘田 条君発言席）

○２番（弘田 条君） 次に、長期停電に対する施設についてということですが、最近は防災拠点施設とかできてくる中で、発電機を付けたり、それからバッテリーを付けたりとか、いろんな施設もできてきて、長期停電に対応する施設もふえてきたと思いますが、この件についてお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えします。

南海トラフ地震対策としまして発電機等の整備を進めてきており、発電機は避難所を中心に

34基配備しております。また、消防庁舎や清水小学校には自家発電装置も設置していますし、下川口地区防災コミュニティセンターなど避難所7カ所にはソーラー発電装置が設置されております。避難所には指定されておきませんが、旧足摺岬中学校はソーラー発電設備があり、災害時にはコンセントを利用可能となっております。

ただ、これらの施設・設備で長期間の停電に対応できるかといえは十分ではなく、大規模災害時にはある程度停電が続くことは想定しておかなくてはなりません。停電が続いても対応できるよう、あわてないよう、市民の皆さんに啓発を行うことも必要だというふうを考えております。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 聞くところによりますと、結構思ったより多くて34カ所も発電機があるとかいうことを聞きましたし、それと、例えば今、日産のリーフなんかも電気自動車を利用すればまたその対応もできるというようなこともお聞きしておりますし、リーフも400キロぐらい走るようになったということで、9月会議でも提案したんですけども、災害と、また省エネも含めてまたそういったリーフなどの購入等なども検討していただいて、災害にも備えていくというようなこともまた検討をお願いできたらと思っております。

最後に、四国電力との協議ということですが、先ほどいろいろ出てきたのでほとんど答えは出たんですけど、やはり停電いうのはすごい、やっぱり電気がないと生活はできんぐらい電気がもうなければ困るというようなことでありますし、やっぱりずっと定期的に電力との協議を重ねて、やっぱり最小に停電を防いでいくというようなことが一番大事だと思っておりますので、ぜひこれからも協議を続けていって、最小に押さえるように取り組んでもらいたいと思いますが、この件について危機管理課長にお聞きしたいと思ひます。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

市と四国電力は、災害時に大規模停電が発生した場合、住民の生活の維持と安全を確保するために、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るため、災害時の協力に関する協定書を平成25年2月6日に締結しております。今後この協定をもとに協議や情報共有を行いたいと考えています。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございました。

停電については終わります。

最後に、よさこい高知国体後の市民体育館の利用についての質問をしてみたいです。

最初に生涯学習課長に質問してみたいです。

10月29日付の高知新聞にうれしい記事が掲載されました。よさこい高知国体に向け新設された南国市立スポーツセンターと土佐清水市立市民体育館の利用状況が大変よいというものでした。市民体育館は、平成10年度新築され、平成13年度よさこい高知国体なぎなた競技リハーサル大会、平成14年によさこい高知国体なぎなた競技会を開催し、少年女子演技競技では、地元の竹葉・池田チームが見事1位となり大いに盛り上がりました。あれから早くも17年たちましたが、よさこい高知国体が終わる前から、当時の担当者の泥谷市長と体育指導員の私が総合型地域スポーツクラブの立ち上げに向け、クラブマネジャーの研修に参加し、県外の先進地視察にも参加し、準備を進め、平成16年度には総合型地域スポーツクラブスクラムを立ち上げ、その翌年、平成17年度には土佐清水市の社会体育施設の指定管理者を受託し、今日に至っています。最初から会員も多く、あるときには1,000人を超えたと高知新聞に掲載されたこともありました。スポーツだけでなく太鼓やフィットネス、ダンスなども行い、市民のニーズに応える運営を行っていると思います。私もシニアソフトボールチームに入れてもらいまして、毎週水曜日と土曜日の午後、浦尻運動公園で練習をしています。スポーツを楽しみながら健康に過ごしていきたいと考えています。

1点目の市民体育館及び社会体育施設全般の利用についてですが、過去5年間の利用状況について、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

過去5年間の市民体育館の利用状況につきましては、平成26年度3万6,574名、27年度4万1,025名、28年度3万7,138名、29年度3万5,949名、30年度3万3,498名となっております。

また、市民体育館を合わせた社会体育施設並びに小・中・高等学校の体育館を合わせた利用状況につきましては、平成26年度7万598名、27年度8万287名、28年度7万3,594名、29年度6万7,899名、30年度6万6,871名となっております。

土佐清水市の人口1万3,400人に対し、平成30年度の体育館の利用実績については人口の約2.5倍、市民体育館を合わせた社会体育施設等については、人口の約5倍の利用実績となっており、県内トップレベルの利用率となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） すごい利用があると思いますので、やはり本当に皆さんがそこにも入っているいろんなことをやりようと思いますし、今トップレベルでと言うたけど、恐らくトップやというふうに思っていますので、ぜひこれからも皆さん利用していただければと思っています。

次に、何といたっても運営するのはスクラムでございますので、スクラムの取り組みについて、加入団体や種目とか、独自に大会を開催したことの内容であったり、放課後子ども教室も開催しておりますし、それから、各種スポーツ教室などもやっていますので、この御紹介をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

現在スポーツや文化など多種多様な和太鼓、フィットネスの文化活動やラージ卓球、グラウンドゴルフなど54の団体がスクラムへ加盟しております。

また、スクラム杯として、硬式テニス大会、シニアソフトボール大会やジュニアでは、少年野球大会・ジュニアバレーボール大会などの各種大会やスポーツ講習会などが開催され、また今月15日の日曜日には地域の活性化と生涯スポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的としてスポーツフェスティバルが開催されることとなっております。こういったスクラムを主とする各種大会等の開催により、会員相互の交流や交流人口の拡大が図られておるところです。

また、放課後子ども教室の実施や夏休みには、日ごろから子供たちの見守りをしている協働活動支援員さんの協力を得て、清水小学校プールで、泳ぐことが得意でない子供を対象としたのびのびスポーツ教室を実施し、最終日には、ほぼ全員が泳げるようになったとお聞きしております。

また、スクラムは12の社会体育施設の管理・運営のほか、体育協会、スポーツ少年団の事務局を受託し、足摺ロードレース、駅伝大会、運動適正テスト等を実施し、交流人口の拡大にあわせて青少年の健全育成に努めるなど、土佐清水市におけるスポーツ活動等の中心的な役割を果たしていただいております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 12月15日にスポーツフェスティバルもあるということで、先ほどのじんけん課にも言いましたが、それにも僕参加して頑張りたいと思います。

続きまして、3点目のスポーツハブ化などの取り組みについての御説明をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

高知県地域スポーツ展開ハブ事業につきましては、第2期高知県スポーツ推進計画に基づき、高知県スポーツ協会の助成を受け、平成30年度から県内では、NPO法人まほろばクラブ南国、NPO法人クラブとさ、NPO法人スポーツクラブスクラムの3団体を主として総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツを始めるきっかけづくりと競技力の向上を目的として実施しており、生涯学習課においても当事業の促進委員会のメンバーとして参加しております。

昨年度については、ハブ事業による各種スポーツ教室を実施したことにより、貝ノ川運動クラブや足摺・松尾地区のバドミントンクラブ等、スクラムに新たに4団体と47名の会員が加入するなど、スポーツ人口の拡大に大きな成果があったとお聞きしております。

今年度につきましては、関西から日本バレーボール協会公認講師をお招きし、幡多地区の中・高校生を対象としたバレーボール講習会の開催や、清水小学校において、清水中学校や幡多地区陸上競技会、高知県スポーツ協会等の協力を得て陸上教室を開催しております。この陸上教室は、小学校の記録会の中でハードルの競技があり、小学校には専門の方がおられないことから、ハードルの専門家に跳び方を教わるなど、スポーツ活動の充実が図られているとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） このスポーツハブ化によっても4団体がふえて、人数もふえたり、この効果も出ておると思うし、ますますスクラムには頑張っていたきたいというふうに思います。

最後に、教育長にお尋ねします。今後の取り組みや課題についてお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

本市におきましては、少子高齢化が進む中ではありますが、スポーツクラブスクラムは、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の方々が入会され、11月現在で941名の会員を有し、総

合型地域スポーツクラブとしての活動は、県下でも大きく評価されております。

今後の課題としましては、毎月２０日前後にスクラムが施設の点検を行い、その都度報告を受けておりますが、いずれの施設も建築後１０年以上が経過しており、建物の老朽化等による雨漏りや機器等の取りかえも必要となってきました。財政的な課題もありますが、可能な限り計画的な修繕等に努め、総合型地域スポーツクラブの活躍の場として有効活用できるようスポーツ環境の充実に取り組んでいく必要があると考えております。

また、スポーツを通じた市民の皆様の健康づくりと青少年の健全育成のため、スクラムと連携を図りながら、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　２番、弘田　条君。

（２番　弘田　条君発言席）

○２番（弘田　条君）　ふだんでしたらもう教育長で終わりなんですけど、今回特別市長にも、立ち上げ当初からかわっていただけてますし、ずっと見守ってくれて、市長の思いも強いと思いますので、ぜひ市長からもこのスクラムに対する取り組みや課題についてお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君）　市長。

（市長　泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君）　取り組み、課題については、もう教育長、生涯学習課長がもう答弁したとおりであると思います。私も根っからの体育会系の人間でありますので、土佐清水市全体、本当にスポーツが好きな土地柄であります。先ほど弘田議員からも説明がありましたが、私、平成１４年度から３年間、市民体育館に生涯スポーツの担当として働かせていただきました。平成１４年というのは、先ほど話がありましたよさこい高知国体がありまして、本当に清水高校の竹葉・池田のペアが少年の演技の部で優勝する、本当に沸き上がった平成１４年でありました。そのときに弘田議員がちょうど国体推進室のほう、私も国体を仕切らせていただいて、本当に思い出に残っている年でありますし、平成１３年にはリハーサル大会もございました。そして、平成１５年というのが市制発足５０周年の年でありまして、かなり大きなイベントがありました。体育館で大相撲の土佐清水場所、それから、NHKののど自慢の大会など本当に大きなイベントも経験をさせていただきながら、そして、この総合型のスポーツクラブをどうしたら導入できて、スポーツをもっと広めることができるかということで、やはりここは総合型の地域スポーツクラブしかないという、そういう思いからこの取り組みをしたわけですが、当時は県下でも既存の体育協会という組織があり、スポーツ少年団という組織がありま

したので、既存のスポーツ団体とのあつれきといいますか、調整がなかなかできない市町村もありましたが、土佐清水市の場合は、体育協会、スポーツ少年団とも大変理解がありまして、すんなり設立をすることができました。

また、やっぱり大きな力になったのは原大先生が先頭になって引っ張っていったということもあると思います。何はともあれ、そして、これまでスクラムにかかわった理事や会員の皆さん、そして、職員の皆さんの努力があって、今日のこのスクラムがあると思っておりますので、これまでの御尽力に心から敬意を表し、感謝を申し上げるところであります。

スポーツを通じた地域の活性化、元気な土佐清水市という面では、このスポーツを通じたまちづくり、これが大切だと思っておりますので、今後とも引き続き一緒になって頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうもありがとうございました。

本当にスポーツを通じて健康づくりとか、また仲間づくりとかいろいろ、余暇の利用とかいろいろあると思いますので、ぜひ、清水は本当に先ほどの利用実績を見ましてもトップクラスだと言うたけどトップやと思っていますので、ぜひこのままやっぱりこの状態を保ちながら、みんなが健康で元気に暮らしていくようなまちづくりも、体育館、スクラム通して頑張っているっていただきたいと思います。スクラムの取り組みについて感謝を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時07分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市民のこえの前田晃です。

早速ですが、通告に従いまして3点の質問をいたします。

まず一つ目は、9月会議で私の一般質問にかかわる質問です。一般質問でこのような内容の質問をしなければならないこと自体、大変残念に思うわけですが、9月会議では、私の通告した質問が、突然状況が変わって、というよりも状況がええられて質問ができなくなると

いう前代未聞の出来事がありましたので、ここは今後の議会運営にもかかわる問題として、市長、執行部に真摯な反省と議会のルール尊重を求めますとともに、また質問が不十分なまま終わってしまった土佐食の宿舍購入について再度お尋ねしたいと思います。

さて、9月議会で、土佐食の元公務員宿舍購入にかかわって、私が通告していました質問は、土佐食がその建物を購入し、所有していることを前提にしたものでありました。実際に質問通告の時点では、登記簿上もその建物の所有は土佐食となっております。ところが、その5日後の一般質問において、私が土佐食の建物購入確認の質問をしたところ、購入していたが解約したという市長からの思いもよらない答弁、いつか国会で元首相の野田佳彦さんがびっくりぼんの答弁というふうに言いましたけれども、まさにそのびっくりぼんの答弁がありました。そこで、解約の理由について市長に尋ねますと、市長は、解約により個人の資産情報になるため議会が関与すべきでないとしか答えませんで、その後もこの個人情報に盾にまともな答弁は残念ながらありませんでした。結局、建物の所有が土佐食から元の持ち主に返ったことで私の通告していた質問が個人情報に触れることになりできなくなってしまいました。

繰り返しますが、私が質問通告をした時点では、この建物の所有は明らかに土佐食でした。土佐食は、私の通告の後に急いで契約を解除して建物を元の所有者に返しています。所有が土佐食のままだとよほど都合の悪いことがあったのでしょうか。その点については後ほど触れさせていただきますけれども、まず市長にお尋ねいたします。

質問の通告後に土佐食が建物の購入を解約したということは、質問通告をした私にはどこからも連絡がなかったわけですが、この点について市長はどのように認識をされておられるのかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 事前に通告すべきではなかったのかということだと思うんですが、この9月会議、前回の、11名の議員より31項目にわたる質問がありました。御承知のとおり、通告後には各議員より担当職員が通告内容を聴取した後、一般質問がスムーズに行われるよう、各課との答弁の打ち合わせをぎりぎりまで行っております。9月会議では、一般質問前にちょうど3連休に入りました。3連休に入り、3日間で私8地域の敬老会祝賀会に出席しながら、回答内容を整理しておりました。特にこのケースは、当事者からの事実確認が必要であったため、初日の前田議員の質問までに時間的な余裕がなかったことは御理解をいただきたいのですが、より議論を深めるといった意味では、やはり事前に連絡する配慮が足らなかったというふうに感じているところであります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

(10 番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 事前に連絡をする配慮が足りなかったという市長の答弁がありました。9月会議は、それこそ11名の皆さんが通告をして準備も大変やったと思います。また、敬老会もあって市長も忙しかったということで、なかなか対応できなかったということなのかもしれませんが、再三繰り返しますが、私が通告していた質問は、土佐食がその建物を購入していると、所有していることを前提にしたものでありました。ですから、先ほど述べましたように、所有が元の持ち主、個人に戻りますと、建物にかかわる情報が個人情報となるために通告していた質問ができなくなったというわけであります。そのことは市長も十分、さきの答弁でもわかりましたけれども、十分に承知をしていたというふうに思います。時間がないということでしたけれども、私の質問の前提条件、所有者が移って質問ができなくなるという、前提条件がなくなったということを質問者の私にしっかりと伝える責任があったのではないかとこのように思います。先ほど事前に通告すべきだったというお話がありましたので、その点については了解したいと思います。

この本市議会が通告制をとっていることはもう皆さん御承知のとおりです。事前に質問内容を通告することで議長は議事の整理ができますし、また、執行部の皆さんは適切な答弁を準備することができます。質問と答弁がきちんとかみ合うことにより、議会での論議が市民の皆さんにしっかりと伝えられることとなります。これが通告制をとっている大きな理由であります。

9月会議での私の質問通告に対する市長、執行部の対応、すなわち通告した質問ができなくなる事情、状況の変更があったにもかかわらず、質問者の私に事前に連絡しなかったことはこの通行制に反する明白なルール違反だと思います。

市長にお尋ねいたします。この議会軽視のルール違反については、9月会議の最終日に議長と議会運営委員長連名で、市長と執行部に対して質問取材後の事情変更は事前に議長へ報告することを求める申し入れが提出されています。市長は、この申し入れについてはどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 議長、議会運営委員長からの申し入れにつきましては、12月2日付で回答いたしましたように、これを謙虚に受けとめて、今後は申し入れのように運用してまいりたいと思っております。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 12月2日付で回答をしたということですか。そういうことですか。

この申し入れが提出をされて２カ月以上たちますけれども、議長には伝わっているのかもしれませんが、私にはこの件、申し入れについて市長からの回答や報告は一切ありませんでした。

この１２月会議前の議会運営委員会において、私が尋ねて初めて副市長から、課長職には徹底をしたというような説明があったわけですがけれども、しかし、課長が解約した事実を伝えないでこうなんというやり方は考えたり実行できるはずがありません。市長は、先ほど忙しいということであったわけですがけれども、この扱いについてどうするか、判断できるのは市長以外にはいません。解約という状況の変化を私に連絡をしなかったのは、課長や補佐や部下の責任ではないと思います。これは、最終責任を持たないかん、市長の責任だというふうに私は思っています。

９月会議での市長・執行部によるこのルール違反については、ただいま市長のほうから事前に伝えるべきだったというお話がありましたけれども、この間、私に対しては、市長から反省の弁もなければ、そういった姿勢も全く見えませんでした。大変私は残念に思っています。

こういった議会運営にかかわる誤った対応への猛省を促しますとともに、今後このようなルール違反がないよう強く要請をしておきたいと思います。

続けて質問します。この１０月でしたか、くしくも国会では、国民民主党の森裕子参議院議員の事前に通告していた質問内容が外部に流出して問題となりました。９月会議で私の通告した質問が、私にはわからない何らかの形で外部の土佐食に伝わったのでしょうか。その日のうちに土佐食では建物の売買契約を解除する決定をすることになったようです。この土佐食の素早い対応には大変驚きましたけれども、市長にお尋ねいたします。質問者が執行部に通告した内容は、基本的には両者の間の情報ですので、その内容がそのまま外部に出る、漏れることはあってはならないと思います。その点について市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まさにそのとおりだと思っておりますが、この件につきましては、やはり当事者への事実確認が必要であったわけでありますから、通告を受けて副市長が土佐清水ホールディングスの社長に事実内容を確認するために連絡をいたしまして、その後、土佐食の社長から報告を受けたというのが流れであります。

○議長（永野裕夫君） １０番、前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 通告の内容によっては外部に問い合わせることは当然あることでしょう。ただいま副市長が問い合わせをしたという答弁がありましたけれども、それはしかし事実関係を確認する程度にとどめると、それが普通ではないかというふうに私は思います。市長

あるいは副市長から指示があったのかどうかわかりませんが、今回のように問い合わせを受けた側が、私の質問の前にその前提が変わるような契約解除というアクションを起こすようなことは、これは普通はあり得ないことではないかと思います。もし建物の所有が土佐食のまま 9 月会議で私が通告どおりの質問をしていたとすれば、確実に市長の責任が問われたと私は思っています。ですから、市長は先手を打って、売買契約を解除して、責任問題を回避したのではないかと私はそう推測をしております。間違っていたら釈明をしていただいて結構であります。土佐食が解約したことで、形としてはもとに戻って、何もなかったことになっていますが、しかし、桜を見る会の、今問題になっています、中止で問題が終わらないのと同様、契約を返上したからといって当時の土佐清水ホールディングスの会長であった市長の説明責任が消えてなくなるわけではありません。

そこで市長にお尋ねいたします。土佐食が旧公務員宿舎を購入した経過と、そして解約に至った経過について説明をいただけないでしょうか。9 月会議では、市長は購入と解約の経過を説明すると資産情報になるので答弁できないということでした。しかし、購入の目的や解約の理由、また、いつ、どの機関でそのことを決定したのかというようなことは資産情報や個人情報には触れずに説明ができるはずです。市長の明確な答弁をいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず最初に、私がかかわっていたというふうな議員の推測については、きっぱりと否定させていただきたいと思います。

建物購入についての経過は、9 月 26 日付で文書で回答したとおりでございますが、それに沿って答弁させていただきます。

令和元年 6 月 16 日、土佐清水ホールディングス、土佐食、元気プロジェクトの合同会議におきまして、その他の件といたしまして、土佐食より外国人技能研修制度導入に係る宿舎確保について検討した結果報告がありました。市内の物件を今後社員の住宅にも活用できるため、所有者と売買契約を行った旨の報告があり、審議の結果、全会一致で承認したところであります。

次に、解約の経過につきましては、9 月 12 日、社内取締役会において、土佐食の役員から売買契約を締結して購入した物件について重要事項が判明し、ホールディングスの社長に連絡。この件に対する法的な立場や建築の専門家に意見を聞き、売買契約における重要事項に関して書類等明確な提示がなかったことを理由として、契約者に口頭で契約白紙を申し入れて承諾。後日改めて文書通知を行い、契約を解除したとのことであります。なお、この結果については 9 月 13 日に報告を受けたところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今、市長から答弁いただきましたけれども、実は私は、9月会議終了後にただいま質問した内容とほぼ同じ内容の文書質問を提出しまして、その回答を市長からいただいております。今の市長の答弁はその回答書を読み上げたもので、ほぼ同じ内容でありますから、市民の皆さんにも今それが公開をされたということになろうかと思います。

ただいまの答弁、それから文書回答書によりましたら、購入の経過については、役員13名が参加した6月16日の合同役員会で、外国人労働者や社員の宿舎として利用する目的で価格面の有利さからこの購入契約を結んだという土佐食の報告があつて、全会一致で承認をしたということであります。

また、解約にかかわる経過については、9月12日に土佐食役員からこの物件についての重要事項が判明したという報告がホールディングスの社長にあつて、社内取締役会3名で協議をして、元の所有者の了解も得て、その日のうちに売買契約を解除するという事になったということであります。ただ、この9月12日は私が質問通告をしたまさにその日です。同じ日に土佐食から重要事項判明の報告があつて、解約を決定したという説明になっておりますけれども、それはいかにも不自然だと思います。土佐食からの報告ではなくて、市からの問い合わせが発端となって一連の事態、解約にまで進行したと考えるのが自然ではないかと思います。

また、解約の理由としては、元の所有者から重要事項に関する明確な書類の提示がなかったことを挙げております。これを一番の理由として挙げています。このことも元の所有者に責任を丸投げしている、書類を出していないから駄目なんだと丸投げをしているようでなかなか私には額面どおりには受け取れません。

市長にお尋ねします。売買契約締結の際に、この重要事項に関する書類の提示がなかったとしても、土佐食の役員はその重要事項に当たる建物の情報を口頭ででも、元の所有者から聞いていたのではありませんか。また、合同役員会6月16日では、土佐食の報告の中にこの建物の重要事項に当たる情報が入っていて、市長もそのことについては認識をしていたのではありませんか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 合同役員会では報告はありませんでした。当時の土佐食の社長も聞いていないということであります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

(10 番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 聞いていないということですね。この建物の情報については聞いてなくて、そのときに初めてわかったということのようですけれども、契約の際にも合同役員会でも聞いていないということですので、この建物購入の大きな理由の一つとして価格面の有利さということを挙げているわけですね、安いと。そうならば役員会でなぜ建物の価格が安いのか、それが必ず話題になるというふうに私は思いますけれども、そんなことを考えれば、今の答弁もにわかには信じがたい答弁かなと思います。しかし、そういうのであればもう信じるしかありませんので、そういうふうに承っておきたいと思います。

市内のある不動産業者の方に聞きましたら、不動産業者を通して不動産の売買契約を結ぶ場合には、必ず物件に関する情報を記した重要事項説明書を作成し、説明することが義務づけられているということでした。しかし、不動産業者を介さず個人間で不動産の取引をする場合には、この重要事項説明書は必要なくて、両者の合意で売買契約は成立するというお話でした。今回の土佐食の建物購入契約では、答弁から推察すれば重要事項説明書がなかったようですので、三セクの法人財産の処分であるにもかかわらず、まるで個人間の契約のごとく不動産取引が行われていたということになります。そうだとすれば、余りにもずさんな財産処分であり、財産管理ではないでしょうか。

市長にお尋ねいたします。土佐食の建物購入については、市長は、先ほどもお話ありましたけれども、6月の合同役員会で報告を受け、承認もしているわけですが、重要事項説明書もなく、個人間の約束事のように扱われておりますこの土佐食の不動産取引のあり方について、市長はどのように認識されておられるのかお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 不動産取引、このことにつきましては、もっと細心の注意を払うように注意したところであります。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 今回の土佐食の不動産取引につきましては、その手続が極めてずさんで、市民に大きな損害を与えかねないものでありました。その点では、解約という決断は正解だったのかもしれませんが、市長の三セク監督責任が問われているという問題は残されていると思います。

市長は、この10月までは土佐食、土佐清水ホールディングスの会長、引き続き10月以降は土佐清水食品株式会社の会長職にあります。大株主の市長には、三セク経営を調査し、必要

な措置を求める強力な権限、監督権が自治法で保証をされております。三セクの会社の運営を常勤の取締役任せにしないのではなく、今回のようなずさんな財産処分、財産管理が二度と起こらないよう、市長としての監督責任をしっかりと果たしていただくよう、要請をしておきたいと思います。

次の質問に移ります。2つ目は、保護のしおりについての質問です。

実は、9月会議で予定をしていたながら質問ができなかったものですが、福祉事務所長には大変お待たせいたしました。申しわけありませんでした。これが本市の保護のしおりでありまして、これは、生活保護申請の際に利用者の皆さんへ説明資料として使われているものがあります。

実は、この本市の保護のしおりは、この4月から内容などを変更しました。新しい改訂版となっておりまして、現在はこの改訂版が使用されています。今回の改訂がこれからの本市の生活保護行政と市民や制度を利用する皆さんにとってプラスの方向での大きな変化をもたらすことになるということを期待しまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、福祉事務所長にお尋ねします。この4月から使われておりますこの改訂版保護のしおり、新保護のしおりと呼ばせていただきますけれども、この新保護のしおりですけれども、これまでの旧保護のしおりのどこがどのように変わったのか、その変更の理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えします。

保護のしおりは、必要に応じて他市の状況等も考慮しながらその都度見直しを行っていますので、平成31年4月に改訂を行っています。

主な変更点といたしましては、保護のしおりの冒頭に、生活保護は、日本国憲法第25条に規定する、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、制定された生活保護法により、国民の生活を保障する国の制度です。と改訂を行い、また、親族の扶養にかかわる部分を、親子・兄弟・姉妹等から扶養援助が受けられる場合には、可能な限りで援助を受けてください。なお、御親族は可能な限りで援助を行うものであり、御親族がいるというだけで生活保護を利用できないということはありません。と改訂を行いました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） これまでの旧の保護のしおりでは、生活保護制度というのは、生活に困っている人を援助する制度とだけ説明がされていました。また、生活保護の前に親族の扶養が優先されるような記述ともなっておりました。私は、昨年6月の会議でこれらの問題点を指摘し、生活保護が憲法25条に基づく制度であること、そして、親族の扶養は生活保護の要件ではないので、それはわかるように記述することを要請させていただきました。

今、所長からお話がありましたこの新保護のしおりでは、先ほどのお話にもありましたように、生活保護が憲法25条に基づく制度であるということが明記され、そして、親族がいることで生活保護が利用できないということにはならないという文言が追加をされて、親族の扶養は生活保護の要件ではないことがわかるような記述に変更されていると私は受け取っています。

今回の改訂については、執行部の皆さんがこの憲法25条、生存権の理念と生活保護制度の趣旨を生かす形で見直しをしていただいたと受けとめて、大変私は高く評価いたしております。福祉事務所長を初め、職員、執行部の皆さんの御尽力に対して心より敬意をあらわし、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

ところで、この生活保護にかかわっては、3年前でしたか、利用者を不正受給者扱いする対応で大きな衝撃を与えました小田原市の保護なめんなジャンパー事件がありました。その事件後、小田原市は、市長を先頭に生活保護行政の見直しを進めておりまして、その最初の取り組みとしまして、何と本市と同じようにこの生活保護のしおりの見直しを行っております。これは、ホームページから私が小田原市のホームページからとったものですが、これが新しい生活保護のしおりです。これをこの4月から使用しているということでした。色刷りで、カット入りで非常に優しい雰囲気の冊子となっていますけれども、これを読みますと、これまた本市と同じ箇所、同じような内容で変更しています。例えば、生活保護の説明には、新しく日本国憲法25条で定められた制度という記述を入れています。旧のしおりにはありませんでした。また、親族の扶養についても、これまでは生活保護よりも民法上の扶養義務のほうが優先されますので、親族から援助を受けることができる場合は受けてくださいとあった記述を全部削除して、援助可能な親族がいることで生活保護が利用できないということにはなりませんというふうに変更しています。私は、ジャンパー事件の後、本市と同じようにこの保護のしおりを改訂し、市を挙げて生活保護行政の見直しに取り組んでいる、この小田原市の姿勢に親近感とまた共感を覚えて大変応援をしたい気持ちになりました。

市長にお尋ねします。小田原市同様、本市の保護のしおりの改訂は大正解だったと私は思います。しかし課題山積です。老後の蓄えが2,000万円以上ないと暮らせないということが話題となりました。低い年金額や負担の思い医療介護制度などで高齢者の貧困が広がっています。それに伴って生活保護を受ける高齢者世帯もふえ続けております。しかし、それでも生活保護

の捕捉率は2割程度で、残る8割の人がこの生活保護基準以下の生活を余儀なくされていますし、さらに偏見や誤解などから、権利としての生活保護が普及定着していないことなど、とりわけ高齢者の割合の高い本市においてはこれらの問題が集中しているように私は感じています。

今回の保護のしおりの改訂で、生活保護は憲法25条に基づく市民の権利であり、親族の扶養は生活保護の要件ではないことが明確にされました。この改訂によって本市の生活保護の窓口、行政側も、また利用者のハードルもかなり下がることになると思いますけれども、そのためには、今回の改訂に込めた目的と意を広く市民の皆さんに知らせることが大事になると思います。今回の保護のしおりの改訂への所見とともに、生活保護制度の周知と気軽な利用を呼びかける広報、啓発活動を進めることについての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 前田議員に褒められるとちょっと、なかなか次の答弁がしにくいところでございますが、保護のしおりの改訂につきましては、今後必要があればその都度見直しを図っていきたいと考えております。

広報、啓発活動につきましては、生活保護の制度自体は広く一般的にも知られているものがありますから、生活にお困りの方には、随時市役所まで尋ねていただきたいと思いますと考えておりますし、市役所開庁時間中は、生活保護の申請、相談等はいつでも受け付け、相談できる体制にあります。

また、改訂した保護のしおり冒頭文にも記述させていただいておりますが、不明なことや相談等がある方は気軽にお尋ねくださいと改訂に合わせて追記したところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 仏つくって魂入れずということわざがありますけれども、いいものができたんですからぜひ魂を入れて、皆さんに普及をぜひしていただきたいというふうに思います。

私は、この7月に参加しました社会保障の研修会で講師の弁護士の方から生活保護にかかわる話を聞く機会がありました。この方は、弁護士になる前は旧厚生省、厚生省ですから大分古いですけれども、役人で、医療保険や生活保護の担当をしていたそうですけれども、お話の中では、社会保障制度では、例えば、医療保険であれば上からの制度設計がおりてくるけれども、生活保護の場合は逆に現場の声で制度の中身が決まる。下から制度がつくられていく分野だというお話でした。最近の例でいえば、これまで生活保護ではクーラーの新設は認められており

ませんでしたけれども、現場からの強い要望がありまして、昨年度やっと認められることになりました。現場の声をもとにこの生活保護の行政の中身がつくられるとすれば、利用者の要望をしっかりと聞き、その声を国へ上げていくことも生活保護行政の大きな仕事になるのではないかと、私は話を聞いて思ったことでした。

そこで福祉事務所長にお尋ねいたします。その現場の声、利用者の声としまして、ぜひ取り上げていただきたいものがあります。所長もきっと感じておられると思いますけれども、車の保有の問題があります。現在、生活保護では、どんな古い車でも資産とみなされて、保有したままの生活保護の利用は原則として認められてはおりません。本市のような僻地の交通不便地では、保有する自動車を処分しなければならないということが高齢世帯や母子世帯の皆さんにとってはこの生活保護の利用を諦める大きな理由ともなっています。私が受けた相談でも車を手放さなければならないことがこの申請のネックになっているという方がおられました。この自動車保有の要件緩和を現場からの声として、ぜひ国のほうへ上げていただきたいと思いますが、福祉事務所長の御所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えいたします。

自動車保有の要件緩和につきましては、自動車は資産となりますので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくことになります。ただし、障害がある方や公共交通機関の利用が困難な地区の方などの通勤、通院等に必要な場合には自動車の保有を認められることもありますので、御理解をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 自動車保有の要件緩和には私もまだ難しさはあるというふうに思いますが、生活保護行政の中身が現場の声でつくられていくという点からいえば、ぜひこういう声があるよということを上げていただいて、そして、その利用者の声もしっかりとくみ上げていただくということと、そして、今回の保護のしおりの改訂を生かして、今後利用者本位の生活保護行政を進めていただくことを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

最後はアスベストについての質問であります。初めに訂正をさせていただきますが、この通告書の3のアスベストの答弁者の欄に市民課長とありますが、打ち合わせの際に答弁は全て副市長ということになりましたので、そのように訂正をお願いいたします。

さて、今回取り上げますアスベスト対策については、国の制度との関係もあって、市独自の

対応はなかなか難しいと私も考えておりますけれども、問題提起の一つとして受けとめていただければと思いますので、よろしくお願いします。

まず、本会議でのアスベストにかかわる質問についてですけれども、私が会議録を調べた範囲では、これまで3人の議員の皆さんが取り上げております。一番最初は、もう30年以上にもなりますけれども、1988年、昭和63年に武藤清議員がアスベストの危険性と市の公共施設のアスベストの使用状況と対応ということで質問をしています。その次は、大分たって、2005年、平成17年ですけれども、この年は大手機械メーカークボタの工場の周辺住民にアスベスト被害が出て、社会問題化した年でありました。クボタショックと言われましたその年ですけれども、もう亡くなられましたが永野修議員がアスベスト建材を仕事で使っている大工さんや左官さん、いわゆる一人親方の健康被害への対応についての詳細な質問をしております。そして同じ議会で、今議長席におられます永野裕夫議員が学校などの公共施設のアスベストの現状と民間建築物のアスベスト工事への補助制度について質問をしています。これらの質問を通しまして、本市では、学校を含む公共施設のアスベスト調査とアスベスト使用が確認された施設、市の施設2件、県の施設1件の工事は既に完了しておりまして、本市の公共施設、市と県、国はわかりませんが、市と県については、アスベストの心配はないということが明らかになっております。

しかし、問題は、15年前に永野議員が質問で触れておりましたアスベストを使用している民間の建築物の問題だと思います。皆さん御承知のように、現在はアスベストの使用や輸入は全面禁止となっていますけれども、経済成長期の70年代から90年代、それ以前もありましたが、工場やビル、一般住宅の吹きつけ材や保温、断熱材としてアスベストが大量に使用されてきました。国交省の推計によりますと、このアスベストを使った民間建築物は全国で約280万棟あり、老朽化によりこれらの建物の解体工事が既に始まっていて、そのピークは2028年、8年後、9年後ですね、になるということでもあります。こういった建物が今老朽化、劣化していると、工事が行われているということでもあります。

本市においてもこういった改修、解体が必要となっているアスベスト使用の一般住宅や民間建築物があると思われますけれども、ただ、その棟数や実態については個人の所有ですので十分に把握できていないのが日常ではないかと思います。

副市長にお尋ねします。建築物のアスベストの有無は、改修、解体にかかわる工事関係者や周辺住民の健康問題に大きな影響を及ぼすことから、行政としても決して軽視できない問題ではないと思われますが、民間建築物のアスベスト使用の実態を把握するために市がその調査を行うことはできないものでしょうか。もちろん調査は専門の業者に依頼することになりますし、また、所有者の意向や個人の情報、予算の問題などがあってそう簡単ではないと予想でき

るわけですが、市が民間建築物のアスベスト調査をすることはありかなしか、基本的な考え方として、副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

民間建築物のアスベスト有無の調査を市が行うことについての所見でございますけど、今議員が御案内のように、個人の所有物には財産権がございますので、調査によりアスベストの使用の有無が判明した場合、資産価値に大きく影響を与えることや調査には専門業者の調査が必要になり、費用負担の問題等さまざまな問題があると思われまますので、行政が民間所有の建物のアスベスト調査を行うことは困難と考えております。

○議長（永野裕夫君） １０番、前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 大体想定どおりの答弁でありました。ありがとうございました。

民間建築物のアスベスト問題で私が一番気になってますのが、この南海トラフ地震との関係であります。１９９５年、約２５年前の阪神・淡路大震災では、倒壊した建物の解体撤去作業に携わった作業員がアスベストのばく露、触れることをばく露というようではありますが、それによりまして、中皮腫という肺がんの一種ですね、それを発症し、死亡した事例が多く報告、確認されています。また、記憶に新しい２０１１年の東日本大震災でも津波の被害を受けた建物やがれきの撤去作業の携わった作業員やボランティアのアスベストによる健康被害がまだ出てはいませんが心配をされています。加えて、問題は、震災後の瓦れきに含まれていませアスベストは、乾燥により飛散する可能性があるため、それが地域住民の健康に及ぼす影響も指摘されております。本市の場合、南海トラフ地震の津波による建物被害は免れないと思います。そうしますと、倒壊、流出したこの建物の処理、撤去に携わる作業員へのアスベスト被害とともに、乾燥した瓦れきから飛散をしますアスベストによる地域住民への健康被害が大いに心配されます。この震災時のアスベスト問題については、震災アスベスト対策として既に防災計画の中に組み込んでいる自治体もあると聞いています。危機管理課にお尋ねしますと、本市の防災計画の中では、がれき処理の際のアスベスト対応に触れているということでしたので、民間建築物のアスベストの有無が事前に把握できておれば、震災時に作業員や市民のアスベスト被害を防ぐ適切な対応ができ、防災対策上大いに役立つのではないかと私は思います。

市が民間建築物のアスベスト調査を行うことが困難だというお話が副市長からありました。確かに個人の所有権、財産権の問題などがあって私も難しいと思います。しかし、所有権、財産権、私権、私の権利といいますが、私権も絶対ではありません。私権を制約する公共

の福祉の原理からいえば、震災という緊急非常事態のもとでは地域住民と作業員の命を守るという公共の利益、公共の福祉のために個人の私権、所有権、財産権が制限されるということもあり得るのではないかと思います。

副市長にお尋ねします。この公共の福祉という点から、民間建築物のアスベスト調査を促すか、あるいは義務づけるような条例を制定することはできないのでしょうか。それらは、私権に対して一定の制約をかけることになりますので、憲法の人権規定や上位法との関係などを考慮する必要がありますが、これもありかなしか、条例問題に詳しい副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 特に条例に詳しいわけではございませんけれどもお答えします。

アスベストに関する条例につきましては、アスベスト飛散防止等に関する条例を制定している自治体は全国では幾つかはあります。議員も御存じだというふうに思っておりますけれど、アスベスト調査を促す条例を制定する自治体は、私が調べる範囲では条例を制定している自治体は全国でもないというふうに思っております。

先ほども答弁したように、個人の財産のことですので、調査を促す条例を制定することは行政としてはそぐわないものではないかというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 条例の制定というのは難しいようではございますけれども、この民間建築物のアスベストの有無を把握できるような何らかの取り組みはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

この法的な強制力に頼る前に、建物の所有者みずからアスベスト調査をするということになればこれにこしたことはないと思います。私も含めて、我が家にアスベストが使われているかどうか、ほとんどの方は知らないか気にしていないのではないのでしょうか。

副市長にお尋ねします。建物のアスベスト調査や改修、解体工事は資格を持つ専門業者が行うことになってきますけれども、調査、改修、解体にはどれぐらいの費用がかかるのでしょうか。建物の大きさ、面積、アスベスト使用の程度によって費用は変わってくるというふうに思いますけれども、通常の2階建ての一般住宅及び今取り壊しをしました、この間、旧中央公民館クラスの建物、2つのケースでちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

まず、アスベストの調査でございますけれど、調査対象物の状態、アスベストが使用されている量などで費用がかなり異なっております。一般的な調査として答弁いたします。アスベスト調査を行う専門業者に伺いますと、試料採取の場所が設計図面等であらかじめわかっている場合は1検体当たり調査費用は7万7,000円程度と伺っております。

次に、アスベストの除去、これ除去費用でございますので、建物の改修、解体とは別にかかる費用になりますので、その費用についてお答えします。除去費用につきましては、調査費用以上に建物の状態、アスベストの使用されている種類、量に大きく変動されますのが現実でございます。国土交通省がアスベスト対策QアンドAで公開しているアスベスト除去目安費用として申しますと、アスベスト処理面積300平米以下で除去費用が平米当たり2万円から8万5,000円、300平米以上1,000平米までで、平米当たり1万5,000円から4万5,000円、1,000平米以上で、平米当たり1万円から3万円となっておりますので、アスベストの種類、アスベストも御存じようにいろいろな種類がございます。飛散にかかる分とほとんど飛散しないと、そういうような状況もありますので、その建物を実際調査して、どういう状況にあるかによって大きく除去費用は違っているということになります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 説明ありがとうございます。私もそれ読んだ記憶があるんですけどもね、現実には当てはめたときに幾らになるかね、ちょっと計算をせないかんでわかりにくかったんですけども、アスベストがあるということがわかっている場合が1件当たり7万7,000円ですか、あとはもう除去費用について、面積によって、そして、アスベストの程度によって違うというお話でした。

続けて副市長にお尋ねします。そのアスベストの調査、改修、解体については、かなりの費用がかかるんですけども、その国や自治体の補助制度についてわかっておれば説明をいただけますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

アスベストの調査、除去費用の補助制度につきまして、高知県住宅課に伺いますと、アスベスト調査に関する補助制度として、民間施設で不特定多数の者が利用する建物の所有者から調査の申し込みがあった場合、調査員を派遣する制度が高知県でございます。ただし、平成18年9月30日以前に着工された建物で、発じん性が最も高い石綿含有、石綿を含む吹きつ

け材のみが対象で1申し込み当たり2カ所の試料採取が限度で、アスベストを除去する予定のものは対象外と聞いております。県は調査員を派遣する制度があつて、補助金を出す制度ではございません。

次に、アスベストを除去する補助制度は、高知県、県内市町村でも、どこも高知県では設けておりません。

なお、国の補助制度は自治体が補助をする場合に限り、200万円を限度に国3分の1、県6分の1、市町村6分の1の制度があり、補助内容についてはそれぞれ自治体によって多少異なる場合があります。ちなみに、何らかの補助制度を設けている自治体は、平成30年4月1日時点で、国土交通省が公表している資料で申しますと、全国の1,721市町村のうち19.9%の342市町村がこの補助制度を設けているということになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 詳しい説明ありがとうございました。このアスベストの調査について、私もそれこそ県の土木部の住宅課に問い合わせいたしまして、概要の話は聞かせていただきました。そのときには調査費用、これは面積には関係なくて、ポイント、ポイントをチェックするわけだから約20万円ぐらいかかると。これは全額国の制度があつて県が負担しますよということのようです。さっきの調査員の派遣というのがそれに当たるんだと思います。

ただし、補助の対象になるのは多人数が利用する民間建築物ということで、例えば、ホテル、旅館、飲食店、集会所だということのようですね。残念ながら個人住宅は対象外ということでもあります。

また、改修、解体工事については、持ち主の負担が3分の1、国が3分の1、地方自治体が3分の1、先ほど県が6分の1、市が6分の1と言いました、を負担する国の制度があるということでした。

ただ、これ先ほど副市長答弁ありましたが、自治体が補助制度を設けていることが要件になっていまして、ないところはそれが適用しないということです。高知県も土佐清水市も改修、解体工事の補助制度がないので、残念ながら国の補助を受けることはできないということになります。

ただし、私、県の土木部の課長にお話を直接聞いたんですけれども、民間建築物の所有者が解体、改修工事を希望し、土佐清水市が補助を県に求めることがあれば、県としても検討はしたいという答えがありましたので、もし所有者から改修、解体の希望があった場合は、市は県とも連絡をとり合つて、ぜひ積極的に対応をしていただければというふうに思います。

このアスベスト使用の建物改修、解体の工事は、先ほど副市長の答弁にもありましたが、アスベスト使用の程度や工法によってかかる費用も大きく違ってきます。アスベストを練り込んでいる建材などは切断したりしない限り飛散の心配はなくて、簡単に処理できますけれども、アスベストが飛散する可能性のある吹きつけ材などの改修、解体の場合は、これレベル1という工事に位置づけられておりまして、作業員は防護服を着て、防じんマスクをし、アスベストが周辺に飛散しないように二重に建物を覆って工事をするのが義務づけられていると言われています。それだけに費用も通常の改修、解体工事の二、三倍はかかるというふうに言われておりますので、一般住宅でいえば、除去費が今およそ解体の場合150万円として、アスベストがある場合は二、三倍の300万円から450万円ぐらいかかと。中央公民館クラスでは、解体が1,500万円かかったということですから、3,000万円から4,500万円ぐらいかかるかなというふうに思います。この補助のありなしでは、民間の所有者による民間建築物のアスベスト対策は大きく変わってくるでしょうから、補助の対象というのは限られていますけれども、調査では全額補助、解体、改修工事が国、自治体の補助の可能性があること、アスベスト問題とあわせて市民の皆さんにぜひ知らせていただきたいと思います。

もう市の窓口についてお尋ねすることはできませんが、どこの窓口になるのか、最後に副市長にちょっと時間があればお尋ねしたいんですけども、このアスベスト問題については、解体、改修工事への規制を強化するという国の動きもあります。南海トラフ地震ともかかわって、今後行政及び防災上の課題として大きくクローズアップされるように思います。アスベストから市民の命と健康を守るために、アスベストから市民の命と健康を守るためにアスベスト対策の必要性を啓発することと、そして、その対策を個人的な対応に委ねずに、地域全体で対処できるよう、市としての取り組みを検討していただきますようお願いいたします。

最後に副市長、もし窓口ができるとすればどこになるか、副市長ちょっとお願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

アスベストの相談窓口につきましては、議員も御案内のように、相談内容によってそれぞれ違ってまいります。飛散対策の環境汚染は市民課、アスベストの補助制度についてはまちづくり対策課など、相談内容によって所管課が異なりますので、まずは市民課の総合窓口においていただいて、相談内容を伺ったその後に所管課に御案内するということと市民課で取り決めをしておりますので、もし問い合わせ等がございましたら、とりあえずは市民課の総合窓口においていただければよろしいかと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 皆さん、こんにちは。議会会派みらいの山崎誠一です。

さて、先月、人権月間というか、11月2日の第31回三崎ふれあいじんけん祭に始まり、11月4日、11回大岐じんけんふれあい収穫祭、10日、30回松崎三世代ふれあいの集い、17日、第28回布開放文化祭と毎週開催されました。その中の布開放文化祭では、来て、見て、感じてという言葉がありました。何でもない言葉と思っていました。そして、催し物がいろいろあり、下ノ加江小学校の4年生の方々が劇を演じたのですが、劇は同じ仲間だからという話でした。けがをした生徒を仲間外れにして、それはいけないという1人の生徒がみんなに訴え、のけものにしていることをみんなが考え、気づき、そして友達を思いやる気持ちや周りの生徒同士の意見の違いを互いに理解し合い、助け合い、一緒になって一つのことに取り組んでいく内容だったと思います。劇が進んでいくうちに、子供たちの心の動きや人を思いやる気持ち、自分を大切にすること、他人の言葉、意見に耳を傾ける、他人を思いやる気持ちが大切だと気づく心の動きが感じられる劇でした。ということで、来て、見て、感じてという言葉は大変意味のある言葉でした。人権と福祉は関連していると思います。また、大事なことだと思います。

前置きが長くなりましたが、きょうは障害者の日だそうです。1975年12月9日に国際連合第30回総会で障害者の権利宣言がなされています。

それでは、通告に基づき、障害者地域生活支援事業について質問させていただきます。

地域生活支援等整備事業は、この事業が障害者の福祉という観点では、いろいろある支援策の一つであると思う一方、障害を理由とする差別の解消に係る事業と捉えることもできると思うのです。その基本理念は、全ての国民が、障害のあるなしによって分け隔てなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会を目指すということでございます。そのために、障害のある人が地域社会で日常生活や社会生活を営むための支援を受けることができること、妨

げとなる物事や制度、観念など、あらゆるものの除去に努めることであり、目的は障害者が地域で安心して生活ができるようにする仕組みだと承知している。そして、居住支援の強化に取り組み、日常生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を確立するものと確信しているのです。そのことは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、略して障害者総合支援法にも明記されております。ということで、障害者地域生活支援拠点等整備事業の概要を福祉事務所長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えいたします。

障害者地域生活支援拠点等整備事業とは、障害者等の高齢化や親亡き後に備えるため土佐清水市において、拠点等に必要な五つの機能を全て備えた地域全体で支援する体制を構築するために実施するものですが、取り組みの初年度としましては、地域のニーズや課題の把握、既存サービスの整備状況を踏まえた関係機関との情報共有、研修会の開催や住民啓発を業務委託により実施することとしております。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。先ほど答弁の中にありましたことについて少しお聞きします。

拠点などに必要な五つの機能とはこういった機能なのか、福祉事務所長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えいたします。

地域生活支援拠点等に必要な五つの機能とは、一つ目、相談として、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等必要な支援を行う機能。二つ目として、緊急時の受け入れ、対応として、介護者の急病など緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。三つ目として、体験の機会・場として、地域移行支援など自立等に当たってひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能。四つ目として、専門的人材の確保・養成、重度化した障害者に対して、医療的ケアなど専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能。五つ目として、地域の体制づくりとして、地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域資源の連携体制の構築等を行う機能となります。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

(4 番 山崎誠一君発言席)

○ 4 番 (山崎誠一君) わかりました。

それでは、業務委託事業とのことですが、委託先はどこか福祉事務所長にお伺いします。

○議長 (永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 吉永敏之君自席)

○福祉事務所長 (吉永敏之君) 委託先は、特定非営利活動法人、ふくしねっとＣｏＣｏてらすでございます。

○議長 (永野裕夫君) 4 番、山崎誠一君。

(4 番 山崎誠一君発言席)

○ 4 番 (山崎誠一君) 続けてお聞きします。この事業は、地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など地域の個別の状況に応じて施設の選定など委託先としての経験などが必要と思いますが、委託になった経緯、根拠について福祉事務所長にお伺いします。

○議長 (永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 吉永敏之君自席)

○福祉事務所長 (吉永敏之君) お答えいたします。

障害者地域生活支援拠点等整備事業を進めていくには、障害の枠を超えて地域での支援体制を構築していく必要があることから、市内外の関係機関と連携がとれ、かつ、経験豊富な相談支援専門員が在籍した事業者でなければなりません。

そのことを踏まえて市内の相談支援事業所に事業説明を行い、受託の意思確認を行った結果、受託可能との回答をいただいたのが 1 事業所しかなかったということです。

以上です。

○議長 (永野裕夫君) 4 番、山崎誠一君。

(4 番 山崎誠一君発言席)

○ 4 番 (山崎誠一君) わかりました。

事業は障害福祉での地域生活支援ということで、ＣｏＣｏてらすなら従来から法人としての仕事が障害者や生活困窮者などの多様なニーズに対応して、在宅福祉サービス事業や権利擁護、人材育成などの事業を行っていることは承知しており、今回の委託に託した事業者と認識しました。

次に、業務委託についてお聞きします。ＣｏＣｏてらすと委託契約書を交わして、仕様書で具体的な事業の内容を示していると思いますが、その内容について福祉事務所長にお伺いします。

○議長 (永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 吉永敏之君自席)

○福祉事務所長(吉永敏之君) お答えいたします。

本年度の委託業務の内容は、コーディネート業務として障害福祉サービスを利用していない障害者等の実態把握及び関係機関との情報共有を行うコーディネート。加えて、人材育成として支援者向けスキルアップ研修。広報啓発として、住民向け研修会や啓発パンフレットの作成としております。

○議長(永野裕夫君) 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) わかりました。私も言葉の勉強をしました。人材育成については、事業所の相談支援専門員や障害福祉サービス従事者とのことでした。これからはますます充実したものにしていってほしいと思います。

また、広報、啓発は障害者などへの理解を深めるためであり、地域住民に対してこれまで以上に啓発を働きかけていただきますよう、よろしくお願いします。

次に、答弁の中にコーディネート業務とありますが、事業の概要では、国の指針に基づき、障害福祉計画に定めた地域生活支援拠点を整備するためにコーディネーターの配置をしてとありますが、コーディネーターはこの事業でどんな役割をするのか福祉事務所長にお伺いします。

○議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 吉永敏之君自席)

○福祉事務所長(吉永敏之君) お答えいたします。

地域生活支援拠点等の整備に向けた課題整理や情報共有、関係機関等の連携による支援体制構築のための調整役としての役割を行っていただきます。

○議長(永野裕夫君) 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) わかりました。取りまとめをしていくということだというふうに理解しました。

それでは次に、答弁の中にある地域の課題整理や情報共有とあるが何をしたのか、福祉事務所長にお伺いします。

○議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 吉永敏之君自席)

○福祉事務所長(吉永敏之君) 先ほどお答えした業務内容にもありましたが、障害福祉サービスを利用していない障害者手帳所持者等に対して訪問面談によるアンケート調査を実施しております。

○議長（永野裕夫君） 4 番、山崎誠一君。

（4 番 山崎誠一君発言席）

○4 番（山崎誠一君） ありがとうございます。

続けて、アンケート調査の内容について教えてください。そして、代表者は何人で何世帯か福祉事務所長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 内容につきましては、ふだん世話をしている介護者の年齢等の状況や障害者本人の日中の活動状況、今後の就労意向や困りごとなど31項目についてお聞きし、対象者は71世帯の71名について実施しております。

○議長（永野裕夫君） 4 番、山崎誠一君。

（4 番 山崎誠一君発言席）

○4 番（山崎誠一君） わかりました。ありがとうございます。

来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。清水でも春になったら聖火が通るのではないかと期待しています。障害のあるなしに関係なく、全国民がスポーツを楽しめるイベントになってもらいたいと思います。また、国・県、そして市も障害者雇用については一生懸命取り組みを行っています。地域で自立できるよう、より一層支援体制を充実していただきたいと思っています。支援体制が一日も早く整備されますよう願っています。

ということで、最後に拠点などの整備事業について、今後の取り組みや来年度も継続していくのか、福祉事務所長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えします。

拠点等の整備については、土佐清水市の現状では単年度で終了するものではないと認識しており、拠点等に必要な五つの機能を全て備えるとなると複数の機関の共通認識による推進体制に加え、地域全体で支援する協力体制を構築するための住民研修会や勉強会などの啓発は拠点等の体制が整備された後も必要と考えますので、継続した取り組みをしたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4 番、山崎誠一君。

（4 番 山崎誠一君発言席）

○4 番（山崎誠一君） わかりました。ありがとうございます。

この事業は初年度であります。外部委託し、必要な機能の実施も近い将来整い、軌道に乗ると予想されています。そして、障害者などの地域の生活を支援することを目的としており、

運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならないと思います。そういうことで、実施状況の点検は、最終的に土佐清水市がしっかりと責任を持って行っていただきますようお願いして、福祉事務所への質問を終わります。

続きまして、河川の維持管理について質問させていただきます。

河川の維持管理について、まちづくり対策課長にお伺いします。

この夏、台風１０号、１９号、２１号などによる豪雨で、東日本を中心に堤防の決壊が相次ぎ、住宅地や農地への浸水で甚大な被害が発生しました。道路、橋、堤防などの整備や改良、河川管理などのインフラ整備は、災害に備えるという意味でも市民生活にとって重要と考えます。土佐清水市でも、厚生町の川で護岸が崩れた被害があったし、市道ののり面が豪雨で流されたり崩れたりして災害復旧工事を行っています。西南豪雨のときは、堤防を超える水量で家屋が水没し、田畑が流され、流れ出た材木などが橋にひっかかるなどの光景も見られたし、今年の台風のときの被害の特徴も堤防の決壊で、住宅地や農地に川の水が流れ込み、家や田畑が流される光景がテレビでも多く報道されました。我々の周辺にも流れる川の水位が異常に上がり、堤防を越しそうになって心配をしたという人たちの声を聞きました。河川にヨシが発生している、土砂など堆積物が多くあり、これが流れをせきとめたようになって氾濫しそうになったというものでした。そういった状況が市内を流れる各地の川で起こったのではないかと思います。名もない沢の流れから下ノ加江、加久見、益野、三崎、宗呂川などなど大小の川がありますが、土佐清水市を流れる川はどんな種類の河川がありますか、まちづくり対策課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君）　まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長　中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君）　お答えいたします。

河川は上流から小さな河川が合流し、この合流を繰り返しながら徐々に海へ向かうに従い大きな川になっていきます。これら一群の河川を合わせた単位を水系と呼んでおります。

１９６５年に施行された河川法によって、国土保全上または国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたものを一級水系と呼んでいます。一級水系に係る河川のうち河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川が一級河川です。

二級河川は、一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定した河川です。

一級河川と二級河川とは水系が違うので、同じ水系内に一級河川と二級河川が併存することはありません。一般的には、一級河川の方が規模が大きく、洪水等による災害が発生した場合の被害が大きいといえます。

一級河川、二級河川のほか、市町村長が指定した準用河川があります。これら以外の河川は普通河川と呼ばれていますが、これは河川法上の河川ではありません。

土佐清水市内にある河川ですが、高知県が管理する二級河川と土佐清水市が管理する普通河川があります。土佐清水市内には国が管理する一級河川はございません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。それでは、それらの河川について、豪雨などのときの河川管理についてお聞きします。

市内を流れる川の市の河川や県の河川はどのように管理しているのか。また、大雨が降った後や台風通過後などの状況の把握はどうしているのか。区長さんなどから状況や改修の要望など、聞き取りや調査などなど、どういうふうに把握しているのか、まちづくり対策課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

大雨が降った後には、土佐清水市が管理する市道、普通河川の被害状況把握のパトロールを行っており、地区住民や区長からの通報を受けた際には現地確認を行っております。

大雨等の異常気象により護岸等が被災した場合には、災害復旧事業に基づく採択要件を満たしていれば、災害復旧事業での復旧が可能となることもあります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

先ほど答弁にありました被害を受けたことについて少しお聞きします。現在、市の管理河川での改修を必要とする箇所はないか。また、実施済みの箇所はないのか、まちづくり対策課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

現在、河川改修が必要な箇所はありませんが、過去に土佐清水市で河川改修した箇所ですが、三崎下ノ段で平成28年度、平成29年度に実施した普通河川中ミゾ川河川改修事業がありま

す。当該地区では、以前は大雨の際に河川が氾濫し、床下浸水が起きている箇所でしたので、延長１３９メートルの右岸側の田と宅地を用地買収して河川幅を広げる工事を行っております。河川断面を広げ、通水断面を確保できたことにより、当該工事を行った後、被害の報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） ４番、山崎誠一君。

（４番 山崎誠一君発言席）

○４番（山崎誠一君） ありがとうございます。わかりました。これからも効果的な改修をよろしくお願いします。

もう少し改修についてお聞きします。市内を流れる川には、冒頭説明された県の管理する二級河川が流れているわけですが、市民としては、市の河川管理と同様に県にも河川の管理をしっかり要請しなければなりません、県の管理河川の状況などは、これもまた地元住民や区長さんなどからの連絡通報で対処しているということでしょうか。また、県管理の河川は県が改修すると思いますが、改修中の計画などの連絡があったのは何カ所ぐらいですか、まちづくり対策課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

大雨後の県管理河川については、幡多土木事務所土佐清水事務所に確認しましたが、土佐清水市と同様に被害状況把握のパトロールを行っており、地区住民や区長からの通報を受けた際には現地確認を行っているとのことです。

また、土佐清水市内で高知県管理の二級河川は２０河川あり、現在、河川改修を行っている箇所は、下ノ加江川では橋梁かけかえにあわせた護岸の整備を、以布利川では河川の拡幅工事を行っているとのことであります。以上でございます。

○議長（永野裕夫君） ４番、山崎誠一君。

（４番 山崎誠一君発言席）

○４番（山崎誠一君） わかりました。県との連携を十分にとっていただけますよう、よろしくお願いいたします。

次に、河川の氾濫防止対策と取り組みについてお伺いします。

今回の台風の通過時には、河川がヨシや堆積物によって流れをせきとめられるような状況が見られ、堤防を水が越えそうだという声を聞いたということですが、特に県管理の河川は大きく、２０河川もあるとのことですが、氾濫すると大災害となるおそれもあります。ヨシや堆積

物の除去はどれくらいの期間、周期はどのような状態になったら行うかなど、まちづくり対策課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

幡多土木事務所土佐清水事務所に確認しましたが、平成30年度は15河川で河床掘削の工事を実施済みであり、今年度においては9河川で同様の工事を実施する予定であると聞いております。

また、河床掘削の周期についてですが、各河川により状況が異なっており一様ではありませんが、著しく河川断面を阻害するようなことがあればその都度対応をしていくとのことです。

また、土佐清水市が管理する普通河川での河床掘削の実施状況ですが、平成29年度に1河川、平成30年度に2河川の河床掘削等の工事を実施しております。普通河川の堆積物の除去についても基準は特に定めておりませんが、大雨の際に河川断面を阻害し、住宅等に被害を与える恐れがある場合には、限られた予算の中からではありますが河床掘削を行っております。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） わかりました。これからもヨシや堆積物の除去については迅速で適切な処理をお願いします。

また、河川管理については、名前もついていないような小さな流れもあり、大変ですが、大きな災害にならないよう、よろしくお願いします。

最後になりましたが、冒頭台風の通過時の豪雨によって住宅地や農地などが甚大な被害が発生したことに触れました。土佐清水市にも大小の河川があります。また、水害、土砂崩れ等自然災害はさまざまです。市民が安全・安心して暮らせるように取り組んでいかなければならないと思います。

そこで市長にお伺いします。河川管理を含めた防災についての御所見をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 御指摘のとおり、全国的にもことしに入り豪雨による河川の氾濫による浸水範囲は昨年の西日本豪雨を超えたほか、土砂災害も多くなるなど、国や地方自治体に対策の見直しを迫られる事態となっています。河川の堤防が決壊した箇所は、国・県の管理する河川では71河川、140カ所にもなっており、各地の河川を襲ったバックウォーター現象といわれる被害が見られ、また、四国地方では急峻な山地が多く、地質が脆弱であるとともに台

風が多く、水害の起こりやすい自然環境下にあります。加えて社会資本整備の中で優先されるべき治水施設の整備がおこなわれている河川では、頻繁に水害が起こっております。

土佐清水市においては、平成13年の高知西南豪雨がまだ記憶に新しいところですが、昨今の地球温暖化の影響も相まって豪雨等による被害はふえることが予測されますので、その対策として、河川そのものに対するハード面の整備と住民への啓発活動等のソフト面への施策が必要であると考えております。過去の災害履歴を考慮しながら治水対策を推進し、洪水等による被害軽減を図るとともに、河川の氾濫による浸水を防ぐための整備も必要だと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。わかりました。

これまで以上に河川管理、防災、減災、治水対策等々よろしく願いして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月10日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時42分 延 会